

書 評

桂木隆夫編『ハイエクを読む』 (ナカニシヤ出版、2014年)をめぐって

池 田 幸 弘

本書の成る過程については、編者である桂木隆夫氏の「おわりに」に詳しい。公刊の企画は社会思想史学会セッション報告に端を発しており、さらに何人かの著者も追加的に誘って本書が成ったという経過である。氏の言葉では、プロ新自由主義、反新自由主義という激しい言説のうねりのなかで、ハイエクの思想が「ピンポン球のように軽く扱われている」(p. 358) 点が不満であったとされる。氏は本書の意図についてつぎのように述べている。

われわれが本書で意図したのは、こうした右や左に揺れる時代の風潮の背後にある問題関心、「市場はどのような秩序なのか」、「民主主義はどうあるべきか」、「ルールと社会正義の関係とは」について、ハイエクとその批判者たちの哲学的探求からなにかを学ぶことであった。(p. 359)

まず想定されている本書の読者だが、専門研究者にとどまらず、一般の読書人を含めた広い範囲を考えているように思われる。本書の執筆者の一人である佐藤方宣氏には、つとに『ビジネス倫理の論じ方』⁽¹⁾ という編著があり、本書の刊行についても、同書が「ある程度」念頭にあったように考えられる。『論じ方』がそうであったように、たんにハイエクを読むということだけではなく、ハイエクを通じて現代の諸問題について考えるということも企画の趣旨のなかには含まれていたのかもしれない。この点、本書全体としてはかならずしも一貫していない。後述したい。

各章の専門性のレベルはややばらばらである。具体的にいえば、一章のやや専門的な議論と、八章の一般読者にもリーダブルな議論は異質である。各章の執筆についてはそれぞれの著者の考えもありそれは尊重されるべきだが、他方、全体としてのある程度の統一は必要であろう。この点は、企画段階でどの程度議論されたのだろうか。

以下、各章ごとのコメントに移る。

第一章。ハイエクをある種の共和主義思想に関連づけて説明したいというのが、著者の考えである。田中秀夫教授のもとで研鑽を積まれた著者ならではの視点であるが、私としては若干の疑義を禁じ得ない。以下、具体的に述べる。著者は、ペティットの言う Non-domination について言及し、そこにハイエクとの類似を見ている。私が理解した限り、当事者の resources をほぼ同一にすれば、domination は無くなるというのが、ペティットの考えである。このような発想はハイエクにはないように思われる。

Resources の例：physical strength, technical advantage, financial clout, political authority, social connections, communal standing, informational access, ideological position, cultural legitimation…⁽²⁾

共和主義の特徴付けについて。太子堂氏は、①とは「必ずしも矛盾しない」としている。しかし、Aは「バイクで暴走したい」、Bは「道路は必要ない。田園風景が重要だ」という世界では共通善はない。文明の進化にしたがって各人の選好はばらけてくるというのが、ハイエクの基本的な理解である。さらに、もし徳がいらぬというのであれば、共和主義と「リベラリズム」の懸隔は小さくなる。Contextual Frameworkとして、共和主義を持ち出す必然性も小さくなるように感じるが、どうだろうか。野心的な章ではあるが、評者が持った疑義は以上の諸点である。

第二章。『不足論』での穀物市場についての理解を前提にすれば、その限りでは、スミスとバークは Moral Economy ではなく、同じ Political Economy の陣営に属していたという感じが強い。「バーク自身がそれを経済学という学問領域に属する著作としてみなしていなかった」(p. 41) という著者の理解が、スミス・バークの今日理解、客観的理解につながるとは思えない。ビセット＝ダン＝ハイエクは、誤っていないのではないか。(もとより、評者はすべての点について、スミス、バークが同じだというつもりは毛頭ない。)階層的秩序についての指摘は興味深い。ハイエクがバークのこの側面を意図的に無視したというのは、面白い。議会改革案が今日の民主主義にたいする強い反省の上になつて書かれたことは事実だろうが、彼自身なんらかの階層的秩序の復権を考えていたとは思えない。はっきりいえばあきらめている。ハイエクの世界は『昨日の世界』(Zweig)であり、それはすでに崩壊している。Fritz と呼ばれるのを拒んだハイエクが、アメリカになじんだとも思えない。

第三章。ハイエクの共同体主義を扱った好論文。重要な論点は二つ。ハイエクの共同体は「そのような共同体が部族社会の情緒の保持を放棄するという条件を満たしているという場合のみに限られる」(p. 74)。そして、歴史的・論理的には小さな共同体は拡大していき、

最終的に大きな開かれた社会になるということ。最小単位の共同体である家族を考えてみよう。部族的な心情は否定されるので、家父長的な資源配分の論理もないし、同質的な価値観もとくに必要とはされない。パートナーは、「市民社会的」な水平な人間関係に基づいていて、そこでは丁々発止とした議論が展開されるのだろうか。これがハイエク的な共同体のイメージであれば、それはたしかにいわゆるコミュニタリアンな議論とはかなり異なったものである。夫婦であっても、そこでの金銭関係はドライに処理されて、価値観も常に議論され必要に応じて修正される。そして、重要なことは、必要であれば共同体は解体されるし、また別の形で再結成されるということだ。たまたま、そこにいたから、そこに生まれたからという、たとえば地縁から生ずるような共同体の影はハイエクにあっては比較的薄い。本章の議論からはそのようなハイエク像が得られる。評者も関心を持っているテーマであり、おおいに蒙をとかれた。

第四章。いわゆるハイエクの転換問題について、著者の立場から解決を与えようとしたもの。以下、論点をわかりやすく提示したい。「個人のレベルにおいて、諸個人がその規則のメリットを認識することが、規則に従う行為という結果を生み出すという説明がある。」(p. 104) が、ハイエクからの引用で支持できるのかという問題がある。各人がある規則に従ったときに、いわばトートロジカルにその規則に従うことのメリットを感じていたと考えることは可能である。当該個人にとって、その規則に従う場合の効用と、従わない場合の効用を計算し、前者のそれが後者のそれを上回ったから、規則にしたがったという解釈をとればよい。ところが、次のページには「各個人が規則の意義を知らずとも」というハイエクⅡについての説明がある。「規則の意義」という表現からは、その個人が当該規則の社会的な意味、意義について知っていたかのようなニュアンスがある。著者の論述はどちらともとれるので、それによって、ハイエクⅠについての著者の理解については、賛否いずれもありうる。また、傾向としてたしかに社会学者は方法的な一貫性ということにこだわりすぎるというきらいはある。ある目的のためにはAという方法を採用し、別の目的のためにはBという方法を採用するのは、おそらく工学者にとっては何の問題もないだろう。これは付随的な論点だが、興味深い。

第五章。ハイエクの『感覚秩序論』とその社会思想や方法論との同型性を見出そうとする試み。著者は『感覚秩序論』についてはその後公刊された著書でも言及しており、そこにこの難しい著作にたいするなみなみならぬ関心を感じ取ることができる⁽³⁾。そうした著者の姿勢には敬意を払いたいが、研究の現段階においては、『感覚秩序論』とハイエクの他の著作や心理学には含まれていない概念や考えかたと比較するのは、リスクが伴うのではないかと危惧される。いま必要なことは、われわれのようなオーストリア学派やハイエクに関心を持

つ研究者が、まずは心理学プロパーでこの著作がどのように読まれていて、批判されているのかを追跡することである。ハイエクは心理学でもこんなに評価されている、というお決まりの言説はしばしばハイエク研究者から聞かれるが、それだけでは『感覚秩序論』を学術的に解釈し意義付けることにはならない。まずは、われわれ自身が心理学や関連分野についての基礎的な素養を身につける必要がある。

「日本議会政治への警鐘」というサブタイトルを有する第六章は、意識的に不気味な筆致をとっている。シュミットとハイエクの議論を内在的に探り、両者を対立的に考えるだけでなく、当時の政治的状況の描写についてはむしろハイエクはシュミットに学んでいるのだというのである。著者はこうした点をショイヤーマンによりながら、明らかにしている。そして、論文は、サブタイトルに暗示されたように、日本の政治にたいする批判的コメントで閉じられる。第六章は、他の章と比較して、ハイエク読解と現実との対応関係が強く意図されているように思われた。大変皮肉なことに、現実の政治は著者の懸念する方向に向かいつつある。

後半ではハイエクと彼をめぐる批判的群像が扱われる。第七章と第八章は、いずれもナイトとハイエクの関係を扱う。双子の章。2人の著者が共通して指摘しているのが、ナイトと比してハイエクにおいては、討議の余地は小さいということである。「一般意思」の存在は信じられていない。個人の Preference Ordering が異なるような状況で、適切に「一般意思」が構築できるとは考えていないというハイエクの見地から反論すれば、「善い目的や欲求とは何かをめぐる社会的な討議」(p. 216) は、果てがないことになる。さまざまな目的や利害が衝突する今日、それについての議論は可能なのか、というのがハイエキアンからの反論。ハイエクの立法府においても、議論や対話は重視されるのであろうが、それらが目的そのものや利害の調整に向けられることはたしかにないのだろう。いつものことながら、ナイトの皮肉めいた脱力系の評論は興味深い。

第九章。ハイエク、ケインズ、そしてマルクスを比較しようとする野心的な試み。だが、デサイが述べている資本主義における景気循環やその動的あり方にたいする関心を根拠に、ハイエクとマルクスとの共通性を見ようというのは、その限りではあまり説得的ではない。これらの諸問題に関心を持った経済学者はたくさんおり、とくに20世紀の10年代、20年代の学者で関心を持たなかった学者のほうが少ないくらいだ。もし、デサイとともにそのように主張するのであれば、綿密な「論証」が必要ではないだろうか。しかし、ハイエクには国家論が不在だという指摘は重要で、評者も同様の指摘をしたことがある⁽⁴⁾。著者のような立場からは、国家論の不在はなおのこと気になるだろう。

第十章。独占論や民主主義論を対象にした、ハイエクとシュンペーターの比較考察。他の

章と比較して平易に書かれている。評者としてはとくに異論はないが、著者ならでのオリジナルな視点も出してもよかったのではないか。ケインズをまじえた三人の関係は微妙で、後年二人が経済理論を離れたのは明らかにケインズ経済学の成功が影響したと考えられる。オーストリア学派の二人の関係も微妙である。独占については、ハイエクはさまざまな箇所でも論及しているが、戦後の『自由の条件』では、シュンペーターの独占擁護論にも言及して、そのような立場をただちにとるわけにはいかない、という見解を示している。ハイエクも独占容認論に近いのに、このような発言はやや理解に苦しむが、シュンペーターの成功にもハイエクは複雑な感情を抱いていたことが考えられる。また、議会改革案のなかに示されたハイエクの提案と、シュンペーターの指導者論との関係も著者から聞いてみたかった。

第十一章。ハイエクとロールズを対比させた迫力あふる論考。言葉使いでいくつか不明な点がある。「生じた帰結を、社会正義の名において修正しようとするれば、われわれは必然的に公法に訴えなければならない」(p. 291)とある。ここで公法が登場するのはなぜか。たとえば、さまざまな格差を修正するための法的措置は、第三の法たる社会法ではないか。また、著者のたとえ話で、老夫婦の生活を脅かす若者の企業家が登場するが、この話で、老夫婦の「営業権」は侵されているとされているが、この場合の営業権は何だろうか。のれんの意味ではなさそうである。とすると、営業する権利ということになるが、開業する権利が、この事例で侵されているとは考え難い。こうした細かい点を除けば、二人の立場の違いはよく理解できた。

第十二章。地域間、学校間の競争を機能させるために、中央政府レベルでの統一が必要だという論点は重要である。これは、そもそもハイエク的には良いことなのか、あるいは受け入れがたいことなのか（著者の述べ方はこちらに近いようにも感じられる）は、にわかにはわからない。基準が統一化されないと競争の結果もはっきりしないが、たとえば英語資格試験としてIELTSは認めずTOEFLだけになるとしたら、それは良いことなのか。ハイエクはこのような問題について真剣に考えた形跡がないが、結果がはっきりわかるような経済競争ではない場面での「競争」では、問題にせざるをえない論点であり、また今日おこっている日本の教育界での「競争」でもしばしば直面する事態である。その点を示唆したという意味で、本章の意義は大きい。

同書の最後に配された、ハイエクの人と作品について。よくまとまっていると思うが、二点補足。『隷従への道』の縮約版が、リーダーズ・ダイジェストででている。このダイジェストはアメリカでハイエクの名前が売れるのにおおいに貢献したので、言及してもよかったかもしれない。また、『致命的な思い上がり』は、バートリー二世がひきとり、さらにこれをジェフリー・フリードマンがひきとった。孫請け。オーサーシップの問題はいずれ、本格

的に論じる必要がある。

以上が各章についてのコメントである。以下、同書全体について言及する。まずは、私が学んだ本書全体から読み取れる、ハイエク研究についての示唆を記してみよう。私自身はほとんどもっぱらオーストリア学派研究という立場からハイエクを読み、またハイエクについて書いてきた。このようなコンテクストは古典的であり、今後もその重要性が減じられるわけではないが、そのみがハイエクのコンテクストではない。これが本書のメッセージの一つであろう。太子堂論文が強調する共和主義的文脈は、ただちに首肯しえないが、それでもこれからのハイエク研究にとって重要な論点になりうるものを含んでいる。また、佐藤論文に描かれているアメリカのコンテクストも興味深い。旧世界の価値観には郷愁を寄せるハイエクではあるが、『自由の条件』はアメリカ的な文脈で理解できる部分が多々含まれているというのは、私にとっては新鮮である。こうした文脈重視の論述は、本書では一定の成果を上げている。

最後に、この書物の背景の一つにあるかもしれない、従来型の経済学史研究、あるいは思想史研究にたいする違和感、批判に言及して、この書評を閉じることにしたい。あわせて、そのような新しい研究方針にたいする評者自身のコメントを付す。

『論じ方』のあとがきで、佐藤氏は「経済思想研究の rehabilitation」という表現を使われている。リハビリという表現は、従来型の研究が、病に陥っているかあるいはなんらかの対処を要する状態であることを示唆している。評者は、経済学史研究者が現代的な問題意識を持つべきだという氏の見解にはもちろん賛成である。それ自体を批判する研究者が多いとも思えない。

コメントは二つ。一つは、このような思想史研究のリハビリという問題意識が、本書でも貫徹していたのかどうかということである。拝読する限り、いまおきていることについてのビビッドな関心に裏打ちされた『論じ方』に比して、そのような意識はやや退行しているように思われた。また、すでに見たように、その点についての各著者の対応は一様ではない。法哲学者である柏木氏と、経済思想史研究者である佐藤氏らでは、専門主義的な思想史研究にたいする態度決定、あるいは違和感の程度がやや異なるのかもしれない。近事のハイエク研究の興隆はまことに慶賀すべきことだが、一部の専門研究者によらない安易な紹介、それもまた「ピンポン玉」のような扱いとしかいいえないが、このような研究にははっきりとノーを突きつけるのか、あるいは逆に、広い読者層や言論界に届かない専門主義的研究には意味を認めないのか、そのあたりの企画者側の判断、意思決定が読み取りにくいきらいがある。

二点目。『ハイエクを読む』というタイトルからは、ハイエクの原典に即したテキスト内

在的な研究も想起される。本書のいくつかの章がとっているような、ハイエクと〇〇という比較対照は有効な研究手段であるが、同時にハイエクのテキストそのものに沈潜した、必要に応じて、一つのパラグラフや場合によっては一つの用語についての、地道な研究、専門主義的研究も強く望まれるのではないだろうか。ハイエクの戦後の主要著作についてのコメントはいまなお必要だと考えられる。もとより、これは評者にとっての課題でもある。

- (1) 佐藤方宣編『ビジネス倫理の論じ方』ナカニシヤ出版、2009年。
- (2) Philip Pettit, *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*, Oxford: Clarendon Press, 1997, p. 59.
- (3) 吉野祐介『ハイエクの経済思想：自由な社会の未来像』勁草書房、2014年。
- (4) 池田幸弘「ハイエクと制度進化の経済学」『経済学史研究』、34巻、1996年、40-52ページを参照されたい。